

「食 Pro.」ロゴマーク使用規程

(目的)

第1条 この規定は、「食の6次産業化プロデューサー」の認定を受けた個人、および「食の6次産業化育成プログラム」の認証を受けた教育機関が、その証である「食 Pro.」ロゴマークを使用するに当たり必要な事項を定めるものです。

(「食 Pro.」ロゴマークの使用)

第2条 認定を受けた個人の方の名刺や、認証を受けた育成プログラムの広報ツールに、「食 Pro.」マークを使用してください。

(「食 Pro.」ロゴマークの使用方法)

第3条 食農共創プロデューサーズが別途支給する電子データをご利用ください。支給されたデータの利用に際しては、別に定める「『食 Pro.』ロゴマーク使用の手引き」を遵守してください。支給されたデータの取り扱いには十分留意し、不正に利用されることがないように必要な措置を講じてください。

(「食 Pro.」マークの使用可能期間)

第4条 個人の認定は、認定後は手続きなしに継続して使用できます。ただし、プロレベル(レベル 4、5)に限り、プロレベル段位の更新対象年度内に更新手続きを行わず、当該年度で段位認定が失効する場合に、翌年度4月1日をもって、ただちに「食 Pro.」ロゴマークを使用することはできなくなります。育成プログラムは、認証後、一年ごとに登録内容確認書を提出するとともに、登録料(学校等のプログラムは無料)をお支払いいただくことで、プログラム内容に変更のない限り使用できます。

(不当な表示などの回避)

第5条 「食 Pro.」マークの広告への使用については、不当景品類及び不当表示防止法そのほかの関係法令を遵守するとともに、一般に誤解を与えるような表示または表現は避けてください。「食 Pro.」は特定の商品やサービスを保証するものではありませんので、商品パッケージなどには使用できません。

(認定・認証の取り消しなど)

第6条 「食 Pro.」認定・認証後に申請内容に虚偽があった場合、ロゴマークが不正に使用された場合などは、認定・認証の取り消しその他必要な是正措置をとります。認定・認証が取り消された場合には、取り消し日をもってただちにロゴマークを使用することはできなくなります。

附 則

1. 2013年8月2日 施行
2. 2021年7月27日 改定